

簡易公募型指名競争入札について

工事に係る簡易公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者を次のとおり公募する。

令和5年9月11日

江別市長 後藤 好人

1 競争入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 江別市適応指導教室専用会場開設準備工事
- (2) 工事場所 江別市野幌末広町32-4 立石ビル2階右号室
- (3) 工期 自 契約締結の日  
至 令和6年2月29日
- (4) 工事概要 部屋の改装（間取りの変更、床材等の新設・交換） 124㎡

2 発注方式

単体

3 応募者に必要な条件

入札参加希望者は、次に該当する要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和5・6年度江別市工事等競争入札参加資格者名簿の建築工事に登載されていること。
- (2) 江別市における建築工事の入札参加資格の令和5・6年度の格付けがBランクであること。
- (3) 江別市内に建設業法に規定する営業所を有し、当該営業所をもって申請者又は受任者として登録している者（市内業者）。
- (4) 本告示日から本工事の入札執行の日までの間に、江別市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、本告示日までにその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定に該当しないものであること。
- (6) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
- (7) 当該工事と概ね同規模と認められる工事について施工実績があること。  
（元請）
- (8) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（申請日以前に3か月以上雇用している者に限る。）を工事に配置し、現場代理人を工事現場に配置することができること。

なお、他の工事等を落札したことにより、本工事に前記技術者等を配置することができなくなったときは、入札に参加することができないものとする。

※ 江別市が特別に認める場合（関連工事との重複など）は除く。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (a) 親会社と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社等における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は除く。
- (b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ・ 親会社とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。
- ・ 子会社とは、会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。
- ・ 更生会社等とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社をいう。

#### 4 入札の参加申請

(1) 申請書類等

当該工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

ア 簡易公募型指名競争入札参加申請書

イ 配置予定技術者経歴書

ウ 配置予定技術者の資格・雇用に関する証明書類

エ 特定関係調書（江別市競争入札参加資格申請時に提出したのから変更のない場合は省略可）

(2) 申請書等の配布及び受付期間

令和5年9月11日（月）から令和5年9月20日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

受付期間を過ぎたものは受け付けない。

(3) 申請書の配布及び受付場所

- ①江別市総務部財務室契約管財課契約係                      電話（011-381-1066）
- ②江別市ホームページ（配布のみ）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送の場合は、配達記録が残る方法で送付し、受付期間内に必着とする。

なお、江別市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年3月26日市長決裁）の規

定による排除措置（以下「排除措置」という。）を受けている者の申請は受け付けない。

#### 5 排除措置を受けた場合の措置

排除措置を受けている者は指名しない。また、指名された者が入札の執行までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消し、当該被措置者に通知する。

#### 6 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、令和5年10月13日（金）までに書面により、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。（指名通知については令和5年10月11日（水）までに通知する。）この場合は、令和5年10月17日（火）までに指名選考しなかった理由について、書面により回答する。

#### 7 入札の執行日・場所等

入札参加者に書面により、通知する。

#### 8 最低制限価格の設定等

- (1) 本工事は、江別市最低制限価格制度実施要綱に基づく最低制限価格設定対象工事である。
- (2) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消す。
- (3) (2)の措置を決定したときは、当該被措置者に通知する。

#### 9 設計図書

指名通知後に別途提供する。

#### 10 その他

当工事の内容は概要であり、設計段階において変更となる場合がある。